

公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員給与規則

平成 22 年 6 月 30 日

財世保規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程（昭和 52 年 12 月 27 日財世保規程第 8 号。以下「非常勤規程」という。）第 6 条及び公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員就業規則（平成 22 年 2 月 26 日財世保規則第 1 号。以下「就業規則」という。）の規定に基づき、非常勤職員の給与について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において非常勤職員とは、非常勤規程第 3 条に規定する参与、事務員、技術員、技能員、専門指導員の職務を行う職員をいう。

2 医員及び嘱託医については別に定める。

(給与の種類)

第 3 条 この規則により非常勤職員に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当等とする。

一部改正[平成 24 年度規則 7 号]

(給料表)

第 4 条 非常勤職員の給料は、別表 1 の給料表に定めるところによる。

一部改正[平成 24 年度規則 7 号]

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当の支給、認定等に関することは、公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員通勤手当支給要綱による。

(特殊勤務手当)

第 5 条の 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

追加[平成 24 年度規則 7 号]

(扶養手当)

第 5 条の 3 扶養手当は扶養親族のある非常勤職員に対して支給する。扶養手当に相当する区分等については、職員給与規程に準じ、支給額は当該規程の額を 20 で除して月の勤務日数を乗じて得た額とする。

追加[令和 3 年度規則 3 号]

(住居手当)

第 5 条の 4 世帯主（これに準ずる者を含む。）である非常勤職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を支払う者に対して住居手当を支給する。区分等については、職員給与規程に準じ、支給額は当該規程の額を 20 で除して月の勤務日数を乗じて得た額とする。

追加[令和3年度規則3号]

(超過勤務手当等)

第6条 就業規則第11条に規定する一日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、当該勤務時間を超えて勤務した時間に対して、労働関係法令の規定に基づき超過勤務手当等を支給する。

2 勤務時間外の運営会議、研修等の手当については、そのつど別に定める。

(給料の減額)

第7条 非常勤職員が遅参、早退、無給の休暇、業務上の災害、通勤災害及び欠勤等により所定勤務時間の全部又は一部を勤務しなかった場合には、勤務しなかった時間に相当する金額を原則として翌月の給与から控除する。ただし、事故欠勤については、有給の欠勤とし、給与からの控除の対象外とする。

2 勤務時間1時間あたりの給料額は、給料月額を1ヶ月あたりの勤務日数で除した額に、1日あたりの勤務時間数を除した額とする。

(賞与)

第8条 雇用期間が6月以上、更新を有として契約を交わす非常勤職員で、勤務時間が週15時間30分以上又は勤務日数が週2日超の者には、賞与として期末手当を支給する。支給基準の詳細については、別に定める。

一部改正[令和3年度規則3号]

(退職金)

第8条の2 退職金は支給しない。

追加[令和3年度規則3号]

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準ずるもののほか、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この規則の施行に伴い、平成14年3月29日制定の財団法人世田谷区保健センター専門指導員要綱は廃止する。

附 則 (平成22年12月1日規則第9号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月1日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日規則第26号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月4日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

非常勤職員給料表

職 名	勤務日数	1日の勤務時間	給料月額	備 考
専門指導員(心理)	月 16 日	7時間	285,000 円	
専門指導員(言語聴覚士)	月 16 日	7時間	285,000 円	
専門指導員(理学療法士)	月 16 日	7時間	285,000 円	
専門指導員(作業療法士)	月 16 日	7時間	285,000 円	
専門指導員(視覚障害指導)	月 16 日	7時間	285,000 円	
技術員(保健師)	月 16 日	7時間	215,000 円	
技術員(看護師)	月 16 日	7時間	210,000 円	
技術員(管理栄養士)	月 16 日	7時間	208,000 円	
技術員(臨床検査技師)	月 16 日	7時間	205,000 円	
技術員(診療放射線技師)	月 16 日	7時間	231,000 円	
技術員(社会福祉士)	月 16 日	7時間	190,400 円	
技術員(精神保健福祉士)	月 16 日	7時間	190,400 円	
技術員(運動指導員)	月 16 日	7時間	190,000 円	
技術員(保育士)	月 16 日	7時間	184,800 円	
事務員	月 16 日	7時間	149,000 円	
技能員(一般作業・自動車運転)	月 16 日	7時間	160,000 円	
参与(事務)	月 15 日	7時間 45分	210,600 円	
参与(技能)	月 15 日	7時間 45分	204,000 円	

※ 月の勤務が所定日数以外の場合は、給料月額を勤務日数で除して、1月の勤務日数を乗じた金額とする。